

(照会先)

社会保険庁運営部医療保険課

適用・徴収対策室

室長 金沢 孝志 (内線 3602)

室長補佐 篠原 千代三 (内線 3602)

電話 (代表) 03-5253-1111

平成 19 年 12 月 26 日

社 会 保 険 庁

保険料等の不適正な収納処理について

1 概 要

福島社会保険事務局において、①不納欠損処理等により保険料債権が消滅しているにもかかわらず、不適正に保険料を領収し、本来収納すべき事業所とは別の事業所の保険料として収納を行った不適正な収納処理、②領収自体は適正であるが、不適正な延滞金減額処理等を行うことにより、領収金額の一部を本来収納すべき事業所とは別の事業所に対し収納処理を行った不適正な収納処理が判明した。

そのため、福島社会保険事務局管内の全社会保険事務所に対して調査を行ったが、その結果は以下のとおりである。

(1) 調査対象

福島社会保険事務局管内の全社会保険事務所の平成 16 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月末までに端末機器操作により入力された全ての収納処理

(2) 調査結果

福島社会保険事務局管内の全社会保険事務所（東北福島、郡山、平、会津若松、相馬、白河）において、不適正な領収及び収納処理が発見された。

その内容は以下のとおり。

○上記①の領収金額及び件数 約 6,300 万円 63 件 (30 事業所)

○上記②の領収金額及び件数 約 1,400 万円 18 件 (18 事業所)

これらの領収金額合計約 7,700 万円について、128 事業所に対し不適正な収納処理が行われた。

2 今後の対応

今回の事案は、保険料債権を不適正に消滅させる等の処理を行った結果、収納処理ができない保険料を生じさせるに至ったものと考えられるが、法令遵守の観点から極めて遺憾である。

今後、不適正な処理にかかわった職員については、経過等について事情聴取を行い、必要な措置をとる。

また、不適正な入力処理の訂正等を行うとともに、適正な収納処理及び徴収関係業務に係る適正なオンライン入力処理の徹底について通知をする等、再発防止のための措置を講ずることとする。